

別表 常設型住民投票条例制定状況 (60件)  
(自治基本条例, 市民参加条例等の内容も含む。)

No.	自治体名	施行年月	発案権者			成立要件 (投票率)	有権者以外の 投票資格者
			長	議員	住民		
1	箕面市 (大阪府)*1	1997.7	○ 市長が市民投票を実施できるという規定のみ				
2	高浜市 (愛知県)	2002.9	○	1/12 以上 要議決 (16)	1/3 以上 (47,877)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
3	富士見市 (埼玉県)	02.12	○	1/3 以上 要議決 (21)	1/5 以上 (110,755)	1/3 以上	なし
4	上里町 (埼玉県)	03.4	○	1/12 以上 要議決 (14)	1/3 以上 (21,236)	1/2 以上	なし
5	美里町 (埼玉県)	03.4	○	1/6 以上 要議決 (13)	1/3 以上 (12,633)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
6	哲西町 (岡山県)	03.4	○	1/10 以上 要議決	1/5 以上 現在合併	なし	18 歳以上 定住外国人
7	桐生市 (群馬県)	03.7	×	×	(22) 1/6 以上 (95,377)	1/2 以上	なし
8	広島市 (広島県)	03.9	×	×	(58) 1/10 以上 (198,572)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
9	坂戸市 (埼玉県)	04.4	×	×	(20) 1/6 以上 (101,388)	1/2 以上	なし
10	我孫子市 (千葉県)	04.4	○ 要議決	1/4 以上 要議決 (4)	1/8 以上 (32,393)	1/3 以上	18 歳以上 定住外国人
11	大竹市 (広島県)	04.6	×	×	(16) 1/3 以上 (13,786)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
12	南伊豆町 (静岡県)	04.9	○	1/12 以上 要議決 (11)	1/6 以上 (8,556)	1/2 以上	なし
13	鳩山町 (埼玉県)	04.12	○	1/3 以上 要議決 (13)	1/3 以上 (40,27)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
14	増毛町 (北海道)	04.12	○ 要議決	1/4 以上 要議決 (11)	1/8 以上 (4,447)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
15	宝達志水町 (石川県)	05.3	○	1/3 以上 要議決 (12)	1/10 以上 (3515)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
16	岸和田市 (大阪府)	05.8	×	×	(26) 1/4 以上 (197,96)	なし	18 歳以上 定住外国人
17	名張市 (三重県)*2	06.1	○	1/12 以上 要議決 (20)	1/4 以上 1/50 以上 は要議決 (80/03)	なし	18 歳以上 定住外国人
18	返子市 (神奈川県)*3	06.4	○ 要審査会	1/12 以上 要議決 (18)	1/5 以上 (57,450)	1/2 以上	20 歳以上 定住外国人
19	大東市 (大阪府)*4	06.4	×	×	(17) 1/3 以上 (22,033)	なし	18 歳以上 定住外国人

\* 「議員」欄内の丸で囲った数字は議員の定数

「住民」欄内の丸で囲った数字は人口 (H=9.7.31現在)

20	山陽小野田市 (山口県)	06.7	○	1/12 以上 要議決 <sup>(22)</sup>	1/6 以上 <u>63,712</u>	1/2 以上	20 歳以上 定住外国人
21	大和市 (神奈川県)	06.10	○	1/12 以上 要議決 <sup>(28)</sup>	1/3 以上 <u>235,108</u>	なし	16 歳以上 定住外国人
22	防府市 (山口県)	06.12	○	1/12 以上 要議決 <sup>(25)</sup>	1/3 以上 <u>116,702</u>	1/2 以上	なし
23	遠軽町 (北海道)	07.4	○	1/12 以上 要議決 <sup>(18)</sup>	1/3 以上 <u>20,431</u>	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
24	東洋町 (高知県)	07.6	○	1/3 以上 要議決 <sup>(7)</sup>	1/5 以上 <u>2,592</u>	1/2 以上	なし
25	稚内市 (北海道)	08.4	○ 要議決	1/12 以上 要議決 <sup>(18)</sup>	1/50 以上 要議決 <sup>(3,508)</sup>	1/2 以上	定住外国人
26	輪島市 (石川県)	08.4	○	1/6 以上 2/3 議決 要 <sup>(17)</sup>	1/6 以上 <u>27,988</u>	1/2 以上	なし
27	臼杵市 (大分県)	08.4	○	1/3 以上 要議決 <sup>(12)</sup>	1/3 以上 <u>38,099</u>	1/2 以上	なし
28	宮古市 (岩手県)	08.7	○	1/12 以上 要議決 <sup>(28)</sup>	1/5 以上 <u>54,993</u>	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
29	芦別市 (北海道)	08.10	○	1/3 以上 議決要 <sup>(15)</sup>	1/6 以上 <u>18,872</u>	1/2 以上	なし
30	北栄町 (鳥取県)	08.10	○	1/12 以上 要議決 <sup>(15)</sup>	1/6 以上 <u>15,301</u>	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
31	豊中市 (大阪府)	09.3	×	×	1/6 以上 <u>397,247</u>	なし	18 歳以上 定住外国人
32	川崎市 (神奈川県) <sup>*5</sup>	09.4	○ 要協議	1/12 以上 要議決 <sup>(60)</sup>	1/10 以上 <u>150,599</u>	なし	18 歳以上 定住外国人
33	木曾町 (長野県) <sup>*5</sup>	09.4	○ 要議決	1/3 以上 要議決 <sup>(18)</sup>	1/5 以上 <u>115,021</u>	4/10 以上	なし
34	北広島市 (北海道)	09.6	○	1/12 以上 要議決 <sup>(22)</sup>	1/6 以上 <u>58,886</u>	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
35	四国中央市 (愛媛県)	09.7	○	1/12 以上 要議決 <sup>(22)</sup>	1/5 以上 <u>88,999</u>	なし	なし
36	小金井市 (東京都) <sup>*7</sup>	09.9	×	×	13/100 以上 <u>119,955</u>	なし	18 歳以上 定住外国人
37	上越市 (新潟県) <sup>*2</sup>	09.10	○	1/12 以上 要議決 <sup>(32)</sup>	1/4 以上 1/50 以上 は要議決 <sup>(19,557)</sup>	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
38	奥州市 (岩手県)	09.10	○	1/12 以上 要議決 <sup>(18)</sup>	1/6 以上 <u>119,261</u>	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人

39	野洲市 (滋賀県)**	09.12 未施行	○	1/12 以上 要議決 (20)	1/4 以上 1/50 以上 は要議決(51,094)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
40	多治見市 (岐阜県)	10.4	○ 要議決	1/12 以上 要議決(37)	1/4 以上 (11,208)	なし	なし
41	滝沢村 (市) (岩手県)	10.10	○	1/12 以上 要議決(30)	1/6 以上 (55,073)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
42	小諸市 (長野県)**・**	10.12	○ 要議決	1/12 以上 要議決(19)	1/4 以上 1/50 以上 は要議決(42,686)	なし	16 歳以上 定住外国人
43	嘉麻市 (福岡県)**	10.12	×	1/12 以上 要議決(18)	1/4 以上 1/50 以上 は要議決(39,365)	1/2 以上	なし
44	羽咋市 (石川県)	11.1	○	1/12 以上 要議決(16)	1/3 以上 (2,173)	1/2 以上	なし
45	野田市 (千葉県)	11.8	○	1/12 以上 要議決(38)	1/10 以上 (454,808)	なし	なし
46	八潮市 (埼玉県)	11.12	○	1/12 以上 要議決(31)	1/4 以上 (88,402)	1/2 以上	なし
47	西和賀町 (岩手県)	12.1	○	1/6 以上 要議決(2)	1/6 以上 (5,888)	なし	16 歳以上 定住外国人
48	美幌町 (北海道)	12.4	○	1/12 以上 要議決(18)	1/4 以上 (20,014)	なし	18 歳以上 定住外国人
49	日吉津村 (鳥取県)	12.6	○	1/6 以上 要議決(10)	1/4 以上 1/50 以上 は要議決(3,539)	1/2 以上	18 歳以上 定住外国人
50	柴田町 (宮城県)**	13.2	○	1/12 以上 要議決(18)	1/4 以上 1/50 以上 は要議決(38,069)	1/2 以上	定住外国人
51	草津市 (滋賀県)	13.3	○	1/12 以上 要議決(34)	1/6 以上 (132,407)	1/2 以上	なし
52	銚子市 (千葉県)	13.3	×	×	1/6 以上(62,503)	なし	なし
53	川口市 (埼玉県)	13.4	○	1/12 以上 要議決(41)	1/6 以上 (198,608)	なし	なし
54	日進市 (愛知県)	13.4	○	1/12 以上 要議決(30)	1/6 以上 (89,324)	なし	なし
55	厚木市 (神奈川県)	13.4	○	1/12 以上 要議決(23)	1/5 以上 (25,608)	なし	なし
56	鳥取県**	13.10	○ (知事)	1/12 以上 要議決(35)	1/10 以上 は要議決 (565,611)	1/2 以上	なし

57	白岡市 (埼玉県)	13.10	○	1/12 以上 要議決 (18)	1/6 以上 (52,411)	1/2 以上	なし
58	篠山市 (兵庫県)	14.4	○	1/12 以上 要議決 (18)	1/5 以上 (42,283)	1/2 以上	なし
59	新城市 (愛知県)	14.4	×	×	1/3 以上 (47,552)	なし	なし
60	苫小牧市 (北海道)	16.4	○	○ 要議決 (17)	1/4 以上 (153,294)	なし	18 歳以上 永住外国人

(2016年3月31日現在制定状況。各条例から著者が整理作成)

- ※1 箕面市の場合、市民参加条例に「市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる」とし、投票資格者、必要な手続きなどは別に条例で定めると規定するにとどまっている。厳密な意味での常設型住民投票条例とは異なる。
- ※2 選挙が1/50以上で1/4に満たない場合は議会の議決が必要であり、1/4以上の場合は議決が不要とされている。
- ※3 逗子市の場合、市長が発議するときは、あらかじめ市民参加制度審査会に諮問し、3分の2以上の承認議決が要件となっている。
- ※4 大東市の場合、適正な請求を受理した際は住民投票条例を議会に付議することとしている。また、自治基本条例と住民投票の発議に関する規則で構成されている。
- ※5 川崎市の場合、住民投票の実施にあたっては、市長はあらかじめ議会に協議を求め、議員の2/3以上の反対があるときは、住民投票を実施することができない。
- ※6 木曽町の場合、住民投票の対象となる「街全体に重大な影響を及ぼす事案」として掲げられた各号列記事項に該当すると町長が判断しようとするときは、議会に諮り3/4以上で決することとしている。
- ※7 小金井市の場合、選択肢のいずれかが投票資格者総数の1/3以上により選択されたときに、市長及び議会に結果尊重義務があるとしている。
- ※8 小諸市の場合、選択肢のいずれかが投票資格者総数の1/4以上に達したときに、市民、議会及び執行機関に結果尊重義務があるとしている。
- ※9 鳥取県の場合、県民からの投票請求において選挙人名簿登録者総数が40万人を超えるときは、40万人を超える数に1/6を乗じて得た数と40万人に1/3を乗じて得た数を合算した数の署名が集まれば、議会の議決なしに県民投票を実施することとしている（それに満たず1/10以上の署名の場合は要議決）。これは2012年9月5日に公布された「地方自治法等の一部を改正する法律」による解散・解職請求に必要な署名要件の緩和に適合させたものと考えられる。

出典：地方公共団体における住民投票制度の一考察  
(城西大学論文)

著者：勝浦信幸・石津賢治  
2016年2月